

## 第 6 期東京都第二種シカ管理計画（案）に関する パブリックコメント等の結果

### 1 パブリックコメント

#### (1) 意見募集期間

令和 4 年 2 月 10 日（木曜日）から令和 4 年 3 月 11 日（金曜日）まで（30 日間）

#### (2) 告知方法

プレス発表、東京都環境局ホームページへの掲載

#### (3) 意見提出方法

郵送又は電子メールによる

#### (4) 応募数及び意見件数

応募数 2 通、意見件数 4 件

#### (5) 主なご意見の概要と都の見解

| No. | 意見内容  | 都の見解   | 計画案の修正 |
|-----|---|--|--------|
| 1   | 狩猟免許試験の実施回数と定員を早急に増やし、狩猟免許取得希望者全員が漏れなく受験できる状態にしてほしい。                          | 近年、受験希望者数の増加に鑑み試験の開催回数を増やしてきています。令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症対策として試験会場の定員を半減させながら、抽選で外れた方を対象として試験を追加開催しました。<br>今後は、十分に感染症対策を講じた上で、収容人数の大きい会場を確保するなど、多くの方が受験できるようにしていきます。 | 無      |
| 2   | シカの被害は減少傾向という事なので、これ以上殺すという手段でなく、防御柵や電気柵、ネットの設置を強化して、棲み分けを図るようにしてほしい。         | シカの被害が減少傾向になっているという事実はありません。<br>今後とも農林業被害等を防止する柵やネットを設置していくほか、シカの捕獲を強化していきます。  | 無      |
| 3   | 狩猟免許を安易に与えるのは許されることではない。インターネット上には非常に残酷な動画が投稿されるなど、命をもてあそぶような風潮が広まることを危惧している。 | 狩猟免許試験や狩猟免許更新講習会等の機会を捉え、無用に動物を虐待するような行為は厳に慎むべきである旨を周知していきます。   | 無      |

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 4 | くくりわなは、無差別に動物を捕まえ脚を失う動物を生み出す残酷なものなので使用禁止とし、箱わなを設置し、麻酔をかけたのち山に返してほしい。 | 東京都のシカの状態を勘案すると、くくりわなは有効な捕獲手法の一つであると考えています。<br>くくりわなについては設置中の見回りを徹底するとともに、休止中の動作停止、わな径の確認、見回り時の痕跡確認などにより錯誤捕獲の予防に取り組みます。<br>また、錯誤捕獲の発生に備え、対応方針や連絡、放獣体制の整備等、早急に実行可能な対策の検討を進め、取り組んでいきます。 | 無 |
|---|--|---|---|

## 2 利害関係者への意見照会

### (1) 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する法第7条第5項

### (2) 意見照会先団体

環境省、林野庁、東京都森林組合、奥多摩町農業推進協議会、公益社団法人東京都猟友会、公益財団法人日本自然保護協会  
公益財団法人東京都農林水産振興財団東京都農林総合研究センター

### (3) 主な御意見の概要と都の見解

| 意見  | 都の見解                               | 修正の有無 |
|---|------------------------------------|-------|
| 秩父多摩甲斐国立公園の高山植生や森林下層植生等への被害は深刻化していることから、捕獲困難地域等における捕獲を強化していただきたい。 | 御意見のとおり、捕獲困難地等の捕獲に取り組んでいきます。       | 無     |
| 捕獲従事者については、経験豊かな狩猟免許所持者が従事されるよう希望する。                              | 市町村及び猟友会等と連携しながら、捕獲従事者の充実に努めていきます。 | 無     |

## 3 関係地方公共団体との協議

### (1) 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する法第7条第7項

### (2) 協議先団体

埼玉県、神奈川県、山梨県

八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町  
産業労働局、水道局、建設局（関係局）

(3) 主な御意見等

特になし